

## 基準寝具貸借業務仕様書（区分 A）

寝具の貸借に係る業務の仕様は、次のとおりとする。

（洗濯等の基本的事項）

1. 業務を行なうに当たっては、平成 5 年 2 月 15 日付指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従うとともに、クリーニング業法等関係法令に基づき、常に清潔に留意し、衛生的に処理するとともに病院業務の運営に支障をきたさないように業務を遂行するものとする。

（補修）

2. 寝具、布団綿の打ち返し及び枕の補修については、必要の都度行なうものとする。

（納品日等）

3. 寝具の納品及び回収は、病院の指定する曜日（週に病院の指定する回数）とし、納入場所は寝具室とする。  
ただし、病院の都合により納入日を変更するときは、その変更した日とする。

（伝票）

4. 寝具の受渡しを明確にするために、所定の伝票により受け渡しを行なうものとする。

（寝具の種類、数量、納入回数及び規格等）

5. 次のとおりとする。
  - (1) 寝具の種類、数量及び 1 週当りの納入（回収）回数等  
別紙 1 のとおり。
  - (2) 寝具の規格等  
別紙 2 の品質を備えたもの、又は各病院の指定するもの。

（請求）

6. 寝具の賃借料は患者 1 人 1 日ごとに請求すること。ただし、賃借代金にかかる消費税及び地方消費税については、請求の時点で加算して請求するものとする。

## フィットシート賃貸借業務仕様書（区分B）

フィットシートの賃貸借に係る業務の仕様は、次のとおりとする。

### （洗濯等の基本的事項）

1. 業務を行なうに当たっては、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従うとともに、クリーニング業法等関係法令に基づき、常に清潔に留意し、衛生的に処理するとともに病院業務の運営に支障をきたさないように業務を遂行するものとする。

### （補修）

2. フィットシートの補修については、必要の都度行なうものとする。

### （納品日等）

3. フィットシートの納品及び回収は、病院の指定する曜日（週に病院の指定する回数）とし、納入場所は寝具室とする。  
ただし、病院の都合により納入日を変更するときは、その変更した日とする。

### （伝票）

4. フィットシートの受渡しを明確にするために、所定の伝票により受け渡しを行なうものとする。

### （寝具の種類、数量、納入回数及び規格等）

5. 別紙のとおりとする。

### （請求）

6. フィットシートの賃借料は賃借した枚数1枚ごとに請求すること。ただし、賃借代金にかかる消費税及び地方消費税については、請求の時点で加算して請求するものとする。

## 病衣賃貸借業務仕様書（区分C）

病衣の賃貸借に係る業務の仕様は、次のとおりとする。

### （洗濯等の基本的事項）

1. 業務を行なうに当たっては、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従うとともに、クリーニング業法等関係法令に基づき、常に清潔に留意し、衛生的に処理するとともに病院業務の運営に支障をきたさないように業務を遂行するものとする。

### （補修）

2. 病衣の補修については、必要の都度行なうものとする。

### （納品日等）

3. 病衣の納品及び回収は、病院の指定する曜日（週に病院の指定する回数）とし、納入場所は寝居室とする。  
ただし、病院の都合により納入日を変更するときは、その変更した日とする。

### （伝票）

4. 病衣の受渡しを明確にするために、所定の伝票により受け渡しを行なうものとする。

### （病衣の規格・品質・数量及び納入回数など）

5. 別紙のとおりとする。

### （請求）

6. 病衣の賃借料は患者1人1日ごとに請求すること。ただし、賃借代金にかかる消費税及び地方消費税については、請求の時点で加算して請求するものとする。